○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主

告

示

目

次

告

示

県上

民地

局域

:

깯

同

: 깯 民地

局域

:

 \equiv

(構造政策課) … 三

公

告

出

先機関

(建築住宅課) … 二

福障

祉が

課い

: =

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃

として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並

(対策 課)

:

青森県告示第二百六十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百

第七百五十二号

(月曜日)

令和六年 四月二十二日

行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった 二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を ので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年四月二十二日

	変更前		<u>₹</u>
5 E	· 定難 医病 指	の 区 分	指定医
	村上	Ţ	£
	秀 一	4	Z
Į.	完村 上 新 町 病	名称	を 行 う
	青森市新町二丁	所 在 地	う医療機関で指定難病の診断
科臓外科線科消器科環ンテリ臓内 血科 `科 `化内 `器科 l ハ内科 管 `血 `放器科呼器 `シビ科 ` 外心管外射内 `吸内循ョリ `腎			担当する
3	· 令 · 和 ·	年月日	変 更

た主	
を 行 う 医 寮 機 関主として指定難病の診断	
医 療病	青森県知事
機診断	Ť
<u> </u>	宮
	下
5	宗一
į	郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
- 分 2	定難 医病 指	定医	難 病 指	定難 医病 指		<u> </u>	定難 医病 指	Ę.	定難 医病 指
	大髙	木 L	乡 山	奥山			子齋 藤		今 井
	英 之	卢柏	当對	文			百合		篤
石 厚 上 所 民 大 双 上 会 会 、 院 黑 、 民 、 民 、 民 、 民 、 民 、 民 、 民 、 民 、 民 、	病院 五広域域連合 総合 おる西北	病院 病病 病病 病病 病病病 病病病 病病 病病 病病 有 素 解 到 法	病研究所 院所 所 所 所 引 所 引 所 引 所 引 系 行 系 引 系 引 系 引 。 司 行 。 行 。 行 。 行 。 行 。 行 。 行 。 行 。 行 。	院青康人独 青康分働 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	院学弘 部附 属 病	民病院 市立市	院学部 部 附 属 病	院学弘 部 附 属 病	病院 研究所弘前 以 所 以 前 所 以 前 以 言 法 所 引 法 所 引 系 行 系 的 的 司 法 的 司 法 的 的 。 的 と う 。 的 と う と う と う と う と う と う と う と う と う と
字建石市大字黒石	木町一二の三	一字 高部 一○ 一の 二の 二の	字山崎九○ 弘前市大字小沢	町字南ケ丘一 町字南ケ丘ー銀	五三五三五三五三五三五三五三五三五三五三五三二五三二二二二二二二二二二二二二二	日一の一八戸市田向三丁	五弘三前市	五三五三五三五三五三五三五三五三五三五三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	字山崎九○
内科	代糖内 謝尿分 内病·	运 另 者	必 录 料	科内糖 分尿 泌病 内·	謝内 科 科 代		形 成 外 科		泌 尿 器 科
	"	,	,	"			"		六 ・ 四 ・

青森県告示第二百七十号

変更後

児科 料 胃 腸 科 ル 人 内

二丁目九の一弘前市大字取上

内科

変更前

町一弘前市大字富野

科消化器内

"

定難 医病 指

高橋

一徳

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サービス事業者から (平成十七年法律第

令和六年四月二十二日

央前 丁前市 内市 日市大 丁目市大 在事務所 日七次字 七場 七次字 土場 地の 地の	<u> </u>
四市 丁大 目字 七大 の字 七扇 の東 地の	Ĭ
	۲ ۱
グ支就のサ障援労種1害A継類ビ福型続ス祉	
杉 ネ所援就 名 行障 の ッジA労 ト ト 型 製 表	言語上
サービス事業を サービス事業を 一中央の市市大字域東 二丁目一一の東 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	ごく事を
の東 二町 地 年廃 ・ 和 月 日止	

青森県知事 宮 下 宗 郎

類し	ご福 ス社		
名	行障		
称	害福祉		
所	事しど		
在	業事		
地	業所を		
年廃 月 日止			

青森県告示第二百七十一号

とおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第二項の規定により、 (昭和三十六年二月青森県規則 次の

公

第二十号)第十七条の規定により公示する。

いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置

笹森

雅也

南津軽郡藤崎町

一の一ほか一筆 南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木一〇

白戸

卓郎

南津軽郡田舎館村

南津軽郡藤崎町大字水木字村元一一

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

九九の四の先 三の先、九三の二の先及び 三の先、九三の二の先及び 大九の四の先 元の一の先 元の二の先 元の二の先 元の二の た、九三の二の た、九三の二の た、九三の二の た、九三の二の たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった	位
の力、九五の一の大五の一の大五の一の大五の一の大五の一、大五の一、大五の一、大五のの一、大五のの一、大五のの十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	置
四 六 メ・	延
1四 ト〇 ル	長
四 · ·	幅
メ〇 1 〇 ト ル	員
令和六年四月十日	指定年月日

告

農用地利用集積等促進計画の認可

同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年四月二十二日認可したので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

白戸卓郎	三上豊	株式会社大柳農園	氏名又は名称
南津軽郡田舎館村	南津軽郡大鰐町	青森市	住所又は所在地等を受ける者
の三ほか七筆南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田二四	南津軽郡大鰐町大字八幡館字広田三二	青森市大字大野字前田一一七	賃借権の設定等を受ける土地

附田	杉山	福士	木村
隆三	秀明	健太	博昭
上北郡六戸町	十和田市	北津軽郡中泊町	つがる市
一上北郡六戸町大字折茂字前田一五八の	十和田市大字赤沼字下平五九六	五の一ほか二筆 北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一七	つがる市木造菰槌大橋一八六ほか二筆

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

十八項の規定により公告する。市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第市筒口土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、中

令和六年四月二十二日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

"	"	"	"	理	区役
				事	一員別の
小渡	奥山	川村	勝山	手倉	氏
松	弘	哲	薫		
难	芯	天		齊	名
"	"	"	"	の三	
//	//	//	//	郡五	住
,	7	,	7	芦	
大字	字銀	字下	字越	大字	
倉石	答 木	新井	掛沢	倉石	
中市	<u>ー</u> の	田六		中市	
字小	<u>-</u>	124	<u>の</u>	字天	
=		$\stackrel{\sim}{-}$			所
五.				九	
"	"	"	"	六 ^六 和	の就
				<u></u>	年皮び
				一就 任	月 退 日任
	小渡 松雄 / / 大字倉石中市字小渡三五	小渡 松雄	小渡 松雄 0 个字拿石中市字小渡三五 別村 哲夫 0 0 字银杏木一の二○ 以方 0 0 字下新井田六四の二	小渡 松雄 パッ 大字倉石中市字小渡三五 川村 哲夫 パッ 字銀杏木一の二〇 野山 薫 パッ 字越掛沢三二の一	事 手倉森 齊 三戸郡五戸町大字倉石中市字へ渡三五 今和 事 手倉森 齊 三戸郡五戸町大字倉石中市字天満二九 今和 事 手倉森 齊 三戸郡五戸町大字倉石中市字天満二九 今和

, 四, 九, , の, , , , , , , , , , , , , , , ,	<i>⊙</i> — — — —	
	→	字二本柳四六の二字前額一の七字下タノ沢五字下タノ沢五大字倉石石沢字石沢五大字倉石中市字中市一大字倉石中市字中市一大字倉石中市字中市
一 天 田 中の 石 の 二	?	<u> </u>

屋平土地改良区から、 定により公告する。 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規一十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、荒

令和六年四月二十二日

理	区役	
事	区役 員の	
母良田	氏	
芳 雄	名	
十和田市大字大沢田字北野	住	
北野二一九	所	
令和 六 一三	退任の年月日	

上北地域県民局長

千

葉

健

夫

土地改良区の役員の就任

定により公告する。 屋平土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、荒

令和六年四月二十二日

理	区役 員の	
事	別の	
仁和	氏	
洋子	名	
十和田市大字沢田字	住	
字下道五五の三	所	
令和 六 三元	就任の年月日	

上北地域県民局長

千

葉

健

夫

森一界	
東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)	
定価小口一枚ニ付十八円九十	毎週月・水・金曜日発行

二付十八円九十銭